

理解していますか？大丈夫ですか？

児童虐待・ヤングケアラー

<児童虐待>

●**身体的虐待**

児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴行を加えること
**叩く・蹴る・殴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる
溺れさせる・首を絞める・縄で拘束する など**

●**性的虐待**

児童にわいせつな行為をすることまたは児童に対してわいせつな行為をさせること
**子どもへの性的行為・性的行為を見せる・性器をさわる・さわらせる
性的な写真等の被写体にする など**

●**ネグレクト**

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による同様の行為、その他の保護者としての監護を著しく怠ること
**家に閉じ込める・食事を与えない・不潔にする・車の中に放置する
重い病気になっても病院に連れて行かない など**

●**心理的虐待**

児童に対する著し暴言または著しく拒絶的な対応、DV（家庭内暴力）や著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
**言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い、面前DV
きょうだいに虐待を行う など**

<ヤングケアラー>

ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任をひきうけ、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。
たとえば、多くの家事、病気の家族の面倒、幼い兄弟の世話、目を離せない家族の見守りなど。

まじめな子ほど、家族を思い介護等に携わり、学業をあきらめてしまうことが多く、教育を受ける権利が尊重されず、子どもの成長に大きく影響があることが、問題になっています。しかし、「家族の世話＝苦しい」と感じるものばかりではなく、家族の一員として当たり前、役に立てて嬉しいと思っている場合も多いようです。

家庭内の一員としてのお手伝いの役割分担は非常に大切ですが、学習に影響が出る場合は、子どもの成長に非常に重大な影響を与えるので、家庭内での見直しをお願いします。

もし、どうすればいいのかわからずに悩んでしまう場合は、SSW(スクールソーシャルワーカー)への相談も受け付けていますので、学校にお知らせください。(担当:櫻井 知子)